

自己表現の実施イメージについて

自己表現は、「広島県の15歳の生徒に身に付けさせたい力」である「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」がどのくらい身に付いているかをみるため、次により実施する。

1 実施方法

(1) 実施形態

原則として、個人ごとに面談形式で実施する。

(2) 検査官の人数

2～3名の範囲内で、高等学校長が定める。

(3) 自己表現の内容及び方法

受検者は、自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標等について、自分で選んだ言葉や方法で表現する。

(4) 実施の流れ（一次選抜の場合）

受検者は、第1日の一般学力検査終了後、各検査場において2に定める自己表現カードを作成し提出する。高等学校長は、第2日に当該カードを活用した自己表現を実施する（ただし、各高等学校及び志願状況等により第3日に実施することがある。以下同じ。）。

なお、提出された当該カードについて、高等学校長は、その写しを第2日の自己表現の実施前に受検者に返却する。

自己表現カードの作成時間及び自己表現の時間等は次のとおりとする。

ア 自己表現カードの作成時間

30分

イ 自己表現の時間

5分程度

ウ 自己表現後の質問・回答及び時間

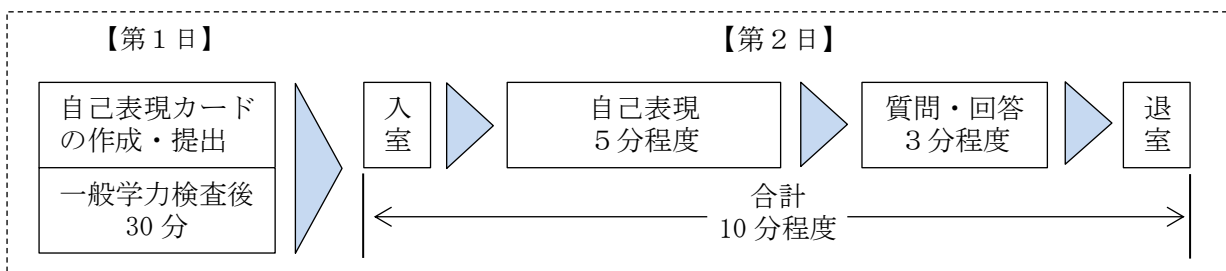
検査官は、受検者が自己表現した内容に対する補足的な質問を2問程度行う。

時間は、受検者がそれぞれの質問に回答する時間を含め3分程度とする。

エ 1人当たりの自己表現にかかる総時間

10分程度（自己表現5分、質問・回答3分、入退室2分）を基本とする。ただし、各高等学校及び志願状況等により多少前後することがある。

※ 実施の流れ「イメージ」



(5) 評価及び配点等

評価は、別紙「自己表現 評価の在り方（案）」に基づき行う。

配点及び配点の比重は、各高等学校の入学者選抜実施内容シートにより公表する。

2 自己表現カード

受検者が自己表現を行うに当たって、補助的な資料として作成する。

様式は、別紙「自己表現カード(案)」を基本とし、高等学校長が作成する。

(1) 質問項目

県教育委員会は、全ての高等学校で共通の設問を3問設定する。

なお、高等学校長は、上記に加えて学校・学科・コースの特色に応じた独自の設問を1問設定することができる。この場合、当該高等学校の入学者選抜実施内容シートにより公表する。

(2) 留意事項

ア 自己表現カードの質問項目は、受検者が自己表現を行うに当たって自己表現の内容を整理するためのものであって、検査官がこの質問項目に基づいた定型的な質問を行うものではないこと。

イ 自己表現カードに書かれた内容等、自己表現カード自体は、自己表現の評価の対象としないこと。

3 その他

(1) 持ち込み可能なもの及び実施可能な表現方法等

県教育委員会は、持ち込み可能なもの及び実施可能な表現方法等について、基本的なガイドラインを事前に公表する。

志願者で、持ち込み及び配慮が必要な表現方法（大きな音が出るもの、広い場所を必要とするもの等）による受検を希望する者は、事前に志願先高等学校長に申告する。

(2) 特別措置

志願者で、障害等を理由に特別措置を希望する者は、事前に入学者選抜に関する特別措置願を、必要に応じて志願先高等学校又は志願先高等学校を所管する教育委員会に提出する。